

(1) 主要事業の実現化に向けた考え方

本プランの実現にあたっては、実効性ある計画としていくため、主な事業に係る一定の方向性について、以下のように考えます。

■ 主要事業の内容

● 短期を目安に取り組む主な事業

分野別	事業名
土地利用	空き家対策
	定住移住の促進
	集落系土地利用の誘導
道路整備	小山野木線の整備
公園・緑地	緑の拠点における平地林の保全

● 中長期を目安に取り組む主な事業

分野別	事業名
土地利用	国道4号、駅前東通り沿道における商業施設の誘導
	工業系土地利用誘導ゾーンでの工業用地の拡大
道路整備	幹線道路の整備
	広域幹線道路の整備
	「水と緑と歴史のふるさとプラン」を進めている地域での散策路、自転車道路の整備
公園・緑地	地区計画区域以外の市街地における緑地空間の形成
	緑の拠点における平地林の利活用

（２）町民参加によるまちづくりの推進

これまで整理してきたように、野木町をより暮らしやすい町にしていくための課題は数多くあります。

これらの課題解決に向けての行政の主体的な取り組みは不可欠ですが、その一方で、多様化する町民ニーズに対応していくためには、町民と行政が適切な役割分担のもとに一体となって取り組んでいくことも極めて重要となります。

そのためには、町民とまちづくりの課題を共有するとともに、なるべく多くの町民が積極的にまちづくりに参加できるような仕組みを作っていくことが重要です。

また、まちづくりに関わる、町民・事業所・行政が円滑に情報交換や連携・支援できるようなネットワークづくりにより「まちづくりの輪」の育成・拡大を図ります。

（３）国・県との連携

地方分権の時代において、町は町民に最も身近な行政主体として、これまで以上に自主性・主体性を持ち、町民の福祉向上のために、幅広く身近な行政サービスを提供していくことが重要となってきています。

この都市計画マスタープランに掲げた諸施策を実現するためには、野木町だけでの行財政運営ではおのずと限界があるため、隣接する小山市や古河市等の自治体と連携・協力しつつ、国・県からの支援・協力を得ながら進める必要があります。

■ 国・県に要望する主な事業

- 国道４号の歩道整備
- 思川等の築堤・堤防強化
- 思川及び渡良瀬遊水地の自然資源の保全
- 都市計画道路小山野木線の整備
- 東西広域幹線道路（一部、県道佐川野・友沼線）の整備 等

(4) 計画の適切な見直し

この都市計画マスタープランの目標年は平成47年という長期的なものとなっていますが、その時代の中で「生きた計画」であるためには、社会・経済情勢などの野木町を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じて適宜見直していくことが不可欠です。

そのため、5年スパンを目安として、都市計画マスタープランに記述のある事業の進捗状況を把握するとともに、上位・関連計画との整合性を考えながら施策の見直しを行うフォローアップ調査により、計画の実行性の維持に努めます。

また、本プランを進めていくには「町民との協働」を基本としていることから、進行管理や見直しにあたっては町民の意見を十分に踏まえたうえで検討します。

(5) 着実なまちづくりの推進

まちづくりの具体化にあたっては、長い時間と労力に加え、多大な費用が必要となります。

また、持続性あるまちづくりを実現するためには、今後も、効率的な行政運営と、安定した財源の確保が欠かせません。

そのため、既存の都市施設の維持・活用を基本としながら、整備の必要性や緊急性、事業の効果等を検討しつつ、限られた財源と人材を有効かつ効果的に投資するなど、計画的にまちづくりを進めることが重要です。

8-2 都市計画制度の活用

(1) 都市計画制度の運用

まちづくりの将来ビジョンを実現するために、都市計画マスタープランに基づき、区域区分、用途地域、都市計画道路、都市計画公園・緑地、地区計画等、都市計画制度の適切な活用を図ります。

(2) 条例等の活用

「野木町うるおいのあるまちづくり条例」を活用し、引き続き良好な街並み景観の維持・形成を進めます。また、野渡地区で導入している「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」の他の地区への活用について検討していくとともに、必要に応じてまちづくりに関する条例の活用について検討します。

(3) 諸制度の活用

地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるために、建築協定や緑地協定等の町民間ルールの活用を図るとともに、自然・歴史・文化資源の保全に関する助成制度等の充実を目指します。

■ 都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例

【条例制定の趣旨】

市街化調整区域は、本来「開発を抑制する区域」であり、都市計画法第34条各号に該当するものでなければ開発行為を行うことができませんが、平成12年の都市計画法の改正（平成13年5月施行）により同条に新たに第8号の3（現行第11号）が追加され、条例で指定する土地の区域内においては、建築物等の用途を限定したうえで開発行為を許可できることとなりました。

栃木県においては、平成16年1月1日よりこの条例が施行されています。

【条例で指定する区域】

区域の指定については、以下の条件をすべて満たす区域のうち、町長の申し出により知事が指定した区域となります。

- ・農振農用地、保安林等、政令で除外すべきとされた土地以外の区域
- ・おおむね50以上の建築物が、おおむね50m間隔で連たんする区域
- ・区域内の主要な道路が環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上または事業活動の効率上支障がないような規模および構造で適当に配置されており、区域外の相当規模の道路と接続している区域

【野木町としての考え方】

野木町では、平成19年より野渡区において開発許可条例指定区域を設定し、一定の効果をあげています。今後においても、市街化調整区域としての性質を踏まえつつ、あくまでも地域コミュニティの維持を目的として、上記の条件を満たす区域から随時検討します。